

平成 26 年

第 2 回定例会

会 議 録

(第 1 号)

平成 26 年 6 月 12 日

平成26年第2回江差町議会定例会
(第1号)

◎ 期日及び場所

平成26年6月12日(木) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定
〔議長 諸般の報告〕

日程第3 閉会中の継続調査の申し出について

〔町長・教育長 行政報告〕

日程第4 一般質問

日程第5 報告第1号

平成25年度江差町一般会計継続費繰越計算書について

日程第6 報告第2号

平成25年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第7 報告第3号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

日程第8 報告第4号

出資法人江差町土地開発公社に係る経営状況について

日程第9 議案第1号

江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第2号

江差町上ノ国町奥尻町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について

日程第11 議案第3号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第4号

平成26年度江差町一般会計補正予算(第5号)について

日程第13 議案第5号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約について

日程第14 議案第6号

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約について

日程第15 議案第7号

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

日程第16 発議第1号

「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書の提出について

日程第17 発議第2号

地方財政の拡充を求める意見書の提出について

日程第18 発議第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

日程第19 発議第4号

平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

日程第 20	発議第 5 号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について
日程第 21	発議第 6 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、修学保障充実など 2015 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について
日程第 22	発議第 7 号	地域包括ケアシステムの構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の提出について
日程第 23	発議第 8 号	総合的体系的若者雇用対策を求める意見書の提出について
日程第 24	発議第 9 号	鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書の提出について
日程第 25	発議第 10 号	中小企業の事業環境の改善を求める意見書の提出について
日程第 26	発議第 11 号	集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書の提出について
日程第 27	発議第 12 号	平成 25 年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置について
日程第 28	発議第 13 号	議員の派遣について

◎ 出席議員(12名)

議		長	打越	東 亜 夫
副	議	長	室 井	正 行
議		員	小 笠 原	満
	〃		薄 木	晴 午
	〃		飯 田	隆 一
	〃		小 野 寺	真
	〃		小 笠 原	淳 夫
	〃		横 山	敬 三
	〃		若 山	明 廣
	〃		大 門	和 子
	〃		萩 原	徹
	〃		小 林	栄 治

◎ 欠席議員(0名)

◎ 出席説明者

町			長	濱	谷	一	治
副	町		長	長	谷	川	篤
教	育		長	新	木	秀	幸
総	務	財	長	澤	口	純	一
政	策	推	長	田	畑		明
町	民	福	長	太	田		誠
環	境	住	長	結	城	孝	好
建	設	水	長	大	坂	敏	文
追	分	商	長	大	杉	則	明
農	林	水	長	出	崎	雄	司
ひ	の	き	長	広	島	良	二
学	校	教	長	木	村		晃
社	会	教	長	尾	山		徹
総	務	財	長	竹	内		強
		政					
		課					
		総					
		務					
		係					

(議会事務局)

局	長	小	田	島	訓
書	記	秋	山	悦	子

(議長)

おはようございます、ただいまの出席議員は 12 名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
ただいまから、平成 26 年第 2 回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第 1、会議録署名議員を指名致します。
会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、小笠原淳夫議員、薄木晴午議員を指名致します。

(議長)

日程第 2、会期の決定についてを議題と致します。
今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。
「飯田委員長」

「飯田委員長」(報告)

おはようございます。議会運営委員会からのご報告を申し上げます。
当委員会は 5 月 21 日及び 6 月 3 日の 2 日間、委員会を開催致しました。理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けると共に、日程及び運営についてを協議致しました。
今定例会には報告 4 件、条例改正が 2 件、平成 26 年度予算関連議案が 1 件、その他が 4 件、議員発議 13 件、一般質問は 3 名の通告でございます。詳細につきましては、お手元に配布の通りでございます。
以上の内容を踏まえまして、会期を本日 12 日の一日とすることに決定致しました。
一般質問につきましては、これまでと同様に取り扱いを致しますので、議員、理事者各位にはご留意を頂きたいと思っております。
また、今定例会に通告のある一般質問の中では、一部事務組合である江差町ほか 2 町学校給食組合の事務に関連した質問が、通告されておりますが、議会運営委員会としては理事者側に於いては構成町の長としての立場での答弁を求めるものでありますので、質問される議員に於いても留意を頂きたいと思っております。

以上をもちまして議会運営委員会からの報告でございます。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日とし、一般質問については一問一答方式で行い、1回目の質疑・答弁については演壇により行い、再々質問は議員は同じく演壇で、理事者の自席で行うこととし、質疑の回数は再々質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うこと、また理事者においては議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることに決定致しました。

(議長)

次に議長からの諸般の報告を致します。

報告内容についてはお手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

(議長)

日程第3、継続調査の申し出についてを議題と致します。

総務産業常任委員会及び社会文教(常任)委員会からの調査中の事件について、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり継続調査の申し出がありました。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町 長」

「町 長」(行政報告)

おはようございます。最初に『学校給食不正経理事故に係る告訴について』ご報告を申し上げます。

江差町ほか2町学校給食組合における不正経理事故については、3月18日に第三者委員会の報告を受け、同月25日の組合議会において栄養士を告訴する旨表明したところでございます。組合としては、可能な限り早い告訴とすべく準備を進めてきたところでありますけれども、昨日6月11日付をもって、元栄養士職員に対する告訴状を江差警察署に提出し、受理されましたので報告を致します。

告訴事実としては、平成18年4月14日から平成25年7月23日までの間、延べ261回に渡って、自己が業務上管理していた食材等を自己の用途に費消するため欲しいままに着服し、もってこれを業務上横領した事実でございます。

告訴した処罰意思としては、被害金額のうち相当額が弁済されているものの、

一つ、被告訴人と調理員の主張が相違する部分が多く、事実解明を司直に委ねることが妥当であること。

二つ、被告訴人の供述はあまりに虚偽の部分が多く、真に反省している態度が見られないこと。

三、給食費の不正流用によって、少なくなった給食費で食材の提供を受けた児童・生徒の被害回復は不可能であり、発生した被害は甚大であって、全容解明のための捜査及び被告訴人に対する厳重な処罰を求めるというものでございます。

当初申し上げていた告訴予定の時期から遅れましたのは、犯罪構成要件及び告訴状に添付する証拠資料の精査等について、司法側との事前相談に約2カ月半ほどの時間を要したものでありますが、そのことによって速やかな告訴状の受理となったことをご理解頂きたいと存じます。

今後は司直による全容解明に全面的に協力していく所存でございます。

次に『平成25年度江差町各会計決算見込みについて』でございます。

平成25年度の各会計につきましては、5月末をもって出納閉鎖を致しましたので、決算見込みについてご報告を申し上げます。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額58億9,519万3千円に対し、歳出総額54億8,016万1千円、歳入歳出差引4億1,503万2千円となりました。

このうち、継続費の逓次繰越により翌年度へ繰り越すべき財源として、6,848万1千

円、繰越明許費の繰越しにより翌年度へ繰り越すべき財源として、1,060万円を差し引いた後の実質収支が、3億3,595万1千円となりました。このうち、地方自治法第233条の2ただし書きの規定により、2億2,000万円を財政調整基金に積み立てし、残額1億1,595万1千円は平成26年度に繰り越し致しました。これによって、平成25年度末の現在高に、現在高に決算余剰金処分による積立額を加えた財政調整基金の現在高は、21億2,313万6千円となりました。

平成25年度決算につきましては、町税収入や地方交付税交付金が当初見込みを上回ったこと、平成24年度の国の補正予算に伴う「地域の元気臨時交付金」を公共事業の財源として充当できたことなど、歳入の面での伸びが収支の結果につながったものと理解しております。

以下、各特別会計の決算見込みにつきましては資料のとおりとなっておりますので、割愛をさせていただきます。

次に『平成25年度江差町水道事業会計決算概要について』でございます。

平成25年度の水道事業会計につきましては、3月末をもって決算を致しましたので、その概要についてご報告を申し上げます。

当年度の損益計算において、営業収益で2億9,152万3千円、営業費用では3億6,597万7千円となり、7,445万4千円の営業損失となるものでございます。また、営業外費用は、営業外収益は2億3,304万4千円であり、営業外費用では9,290万8千円となり、1億4,013万6千円の利益を生じ、営業損失とあわせて6,568万2千円の経常利益となりました。これに特別損失318万7千円を加え、当年度純利益は6,249万5千円となるものでございます。

これによって、平成25年度末の欠損処理額は、11億3,742万6千円となりました。

また、賃貸、貸借対照表につきましては、別紙資料のとおりとなっておりますので割愛をさせていただきます。

最後に『寄附採納について』ご報告を申し上げます。6件の寄附採納についてでございます。

始めに、平成26年3月19日、江差町字中歌町199番地の5「江差ライオンズクラブ会長 片石 明彦」様より、青少年健全育成事業の一環として、町内の新入学児童61人に対しノート・鉛筆の学用品の寄贈がございました。元気に初登校した入学式当日に、子ども達に配布をさせていただきました。

次に、平成26年4月12日、公明党江差支部様より、運動公園美化のためにと、運

動公園園内の遊歩道沿いに桜の苗木 100 本、時価相当額で 10 万円分を植樹頂きました。今回植樹頂きました桜の苗木は、その成長とともに、数年後には利用者の皆さんの目を楽しませていただけるものと思っております。

次に、平成 26 年 5 月 3 日、町内の小学校 3 校に「ニシンのぼり」3 旒(りゅう)の寄贈がございました。ご寄贈頂きましたのは、江差町字本町 132 番地「江差信用金庫理事長 藤谷 直久」様より 2 旒(りゅう)と、江差町字橋本町 43 番地「高岡葬祭柩代表取締役 高岡 広明」様より 1 旒(りゅう)でございました。

また、平成 26 年 5 月 8 日には保育園に「ニシンのぼり」1 旒(りゅう)のご寄贈がありました。ご寄贈頂きましたのは、公益社団法人 地方法人 江差地区会様でございました。

この事業は、子ども達の健やかな成長を願って江差町歴まち商店街協同組合が、各事業所への購入を募り小学校や保育園等に寄贈するものでございます。

最後になりましたが、平成 26 年 5 月 9 日、江差町字中歌町 16 番地、万年雅利様より北海道第 2、第 2 代の開拓使長官であります東久世通禧(ひがしくぜ みちとみ)様の書、一幅(いっぷく)がご寄贈がありました。

郷土資料館での展示など、住民の皆様には北海道開拓時代の歴史に触れ、歴史に触れる機会を設けるとともに、町の歴史資料に資するための所蔵品として保管をして参ります。

以上のご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に深くお礼を申し上げ、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(議長)

次に教育長の行政報告を「教育長」

「教育長」(行政報告)

『北海道医療大学心理科学部と江差町教育委員会との地域連携事業に関する協定書』の締結につきまして、行政報告をさせていただきます。

北海道医療大学との関わりは、中 1 ギャップ未然防止事業を推進する中で、道内の第一人者である同大学心理科学部の富家直明(ただあき)教授に、平成 22 年から講演会や指導・助言を受けて来たほか、大学側には、江差町が持っている歴史や文化などの学習の場として最適な環境であるとし、地域連携による大きなメリットが双方に得られることから協議を重ねてきたことに関し、3 月定例議会において報告させていた、頂いたところであります。

このたび、協定書の内容について合意を得たことから、北海道医療大学心理科学部「中野倫仁(のりひと)」学長様と、江差町教育委員会「小路政信」委員長による調印式を、去る6月3日に同大学あいの里キャンパスで行ってまいりました。

このことにより、児童生徒の不登校問題やコミュニケーション能力の向上等に係る指導・助言を、年2回程度江差町において行うことや、大学や学生が求める江差町の素材を生かした研修を行うことで、両者の有益な関係を構築していきたいと考えておりますことを申し上げ、行政報告と致します。

尚、協定書の文面につきましては、行政報告の資料の最後に添付してございますので、ご覧頂ければと、このように思います。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。